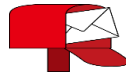


【保険証更新】国民健康保険証を郵送します



国保だより
No.2

現在お持ちの保険証は、有効期限が7月31日までとなっております。

8月1日からお使いいただける新しい保険証を郵送いたしますのでご確認ください。

現在お持ちの保険証は、お手数料をおかけしますが、役場住民課窓口へ返還いただくか、細かく裁断するなど各自で処分してください。



《 新しい保険証は 緑色 です 》

※有効期限について

- 現在69歳の方は、70歳に到達する月の末日までの有効期限**となっております。
到達した次月からの保険証は、期限が近くなりましたら郵送いたします。（**手続きは不要**）
- 来年の7月31日までに75歳になられる方は、後期高齢者医療制度へ移行となるため、誕生日の前日までが有効期限**となります。
期限が近くなりましたら**保険証の切り替えの案内を郵送**しますので、**役場住民課窓口で手続き**をしてください。（12月2日以降は移行の手続きが不要となります。）
- 12月2日に現行の保険証が廃止になり、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行しますが、12月1日時点でお手元にある保険証については保険証に記載の有効期限までお使いいただけます。

限度額適用認定証について（※自動更新ではありませんのでご注意ください!）

あらかじめ申請することにより、入院等にかかる医療機関での窓口負担額を高額療養費の自己負担限度額とすることができますので、入院される場合などは役場住民課窓口で手続きをしてください。

国民健康保険の届出と必要書類（届出は必ず14日以内に）

※12月2日以降の保険証廃止後も下記の手続きが必要となります。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書 本人確認できるもの
	職場の健康保険をやめたとき、被扶養者でなくなったとき	他保険脱退証明書 本人確認できるもの
	子どもが生まれたとき	印鑑・母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき、被扶養者となったとき	国保保険証 職場の健康保険証(健康保険加入証明書)
	死亡したとき	印鑑・保険証
	生活保護を受けるとき	保険証・生活保護開始決定通知書
その他	町内で住所が変わったとき	保険証
	世帯が分かれたり一緒になったとき	
	世帯主が変わったとき	
	保険証の内容を訂正するとき	保険証(汚したとき)・本人確認できるもの
	保険証を汚したり紛失したとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	

届出にはマイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーのわかる書類をお持ちください。

◆届出・お問い合わせ先 役場住民課保険医療係 TEL32-2422

国民健康保険で受けられる給付

保険証を医療機関の窓口で提示することにより、医療費の一部を支払うだけで、診療、治療、薬や注射などの処置、入院及び看護、在宅療養や訪問看護の医療を受けることができます。

医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合

未就学児	2割
小学生以上70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割
70歳以上75歳未満の現役並み所得のかた	3割



詳しくは同封の『こくほハンドブック』をご覧ください。

支払った医療費が高額なとき

同じ月内で支払った医療費の自己負担額が高額となったときは、申請をしていただくと、審査のうえ限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

70歳未満と70歳以上では、自己負担限度額の計算方法が異なります。

◎70歳未満の人の場合

所得要件	自己負担限度額(3回目まで)	4回目以降
旧ただし書き所得 901万円超	252,600円 +(かかった医療費-842,000円)×1%	140,100円
旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	167,400円 +(かかった医療費-558,000円)×1%	93,000円
旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	80,100円 +(かかった医療費-267,000円)×1%	44,400円
旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※『旧ただし書き所得』とは、総所得総額から基礎控除(43万円)を引いた所得をいいます。

◎70歳以上の人(後期高齢者医療で医療を受ける人は除く)の場合

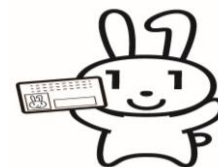
区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)3回目まで	4回目以降
現役並み所得者Ⅲ 690万円以上	252,600円+(かかった医療費-842,000円)×1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ 380万円以上	167,400円+(かかった医療費-558,000円)×1%		93,000円
現役並み所得Ⅰ 145万円以上	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般 145万円未満	18,000円 (8月~翌年7月の 年間限度額144,000)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	

現役並み所得者： 同じ世帯に基準所得以上(課税所得145万円以上かつ収入383万円以上、2人以上の場合は収入520万円以上)の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいるかた

一般： 低所得Ⅰ・低所得Ⅱ・現役並み所得者のいずれにも当てはまらないかた

低所得Ⅱ： 住民税非課税世帯

低所得Ⅰ： 住民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がない世帯(公的年金控除額を80万円として計算します。)



マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。

☆引っ越しなどをしたとき、保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます(手続きは必要です)

☆手続きなしで限度額以上の支払いが免除されます

※マイナンバーカードを保険証利用するには、あらかじめ申し込みが必要です。